

議案第 137 号

財産の処分及び無償譲渡について

次のとおり土地を売り払うとともに、建物を無償譲渡するものとする。

令和 6 年 12 月 4 日提出

上越市長 中 川 幹 太

○財産（土地）の処分

所 在 地	上越市大字藤野新田字屋敷付 175 番地 5 ほか
区 分	土地（旧上越観光物産センター敷地）
面 積	8,070.08 ㎡
売 払 価 格	33,000,000 円
売 払 方 法	随意契約
相 手 方	新潟市中央区紫竹山 2 丁目 6 番 10 号 一般財団法人新潟県けんこう財団 理事長 入 澤 孝 昌
備 考	・公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定したもの ・売払価格は、同プロポーザルにおいて、市が建物解体条件付きの土地の譲渡に係る参考価格（土地評価額から建物等の解体撤去費を控除した金額）を提示した上で、契約の相手方から提案があったもの

○財産（建物）の無償譲渡

名 称	旧上越観光物産センター
所 在 地	上越市大字藤野新田字屋敷付 175 番地 5
区 分	建物 1 棟、附属建物 1 棟
面 積	2,407.04 m ²
台 帳 価 格	343,982,207 円
譲 渡 の 相 手 方	新潟市中央区紫竹山 2 丁目 6 番 10 号 一般財団法人新潟県けんこう財団 理事長 入 澤 孝 昌
備 考	上記のほか、附属物一切を含む。